

◆論点の整理①航空機の場合

機体の性質	安全性	運航事業者の旅客に対する責任	地上第三者責任	国家の責任
<p>航空機</p> <p>※航空機の定義:「人が乗つて航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船その他政令で定める航空の用に供することができる機器」(航空法2条1項)</p>	<p>原則:</p> <p><u>耐空証明制度</u>(航空法11条1項本文) →耐空性審査要領等に従って審査 →例外:「特別要件」、「同等安全性」、「適用除外」に該当する場合</p>	<p>旅客の死亡につき無限責任、11万3100SDRまでは厳格責任(モントリオール条約)</p>	<p>一般不法行為責任(民法709条)</p> <p>※新・旧ローマ条約は未加盟</p>	<p>なし</p>
	<p>例外:</p> <p>試験飛行等の特例(同項ただし書) →飛行許可のみで飛行可能 →ジャイロプレーン等については許可を受けるための基準あり</p>	<p>運送事業のための使用不可</p>		

◆論点の整理②宇宙物体の場合(※一部宇宙活動法中間取りまとめ)

機体の性質	安全性	運航事業者の旅客に対する責任	地上第三者責任	国家の責任
<p>宇宙物体</p> <p>※中間取りまとめにおける定義: 「①人工衛星、②人工衛星打ち上げ用ロケット、③それ以外のロケットであって、地表から100km以上の高度に到達する性能を有するもの」</p>	<p>打上げ許可基準?</p> <p>※中間取りまとめにはサブ・オービタル機を対象とした審査項目なし</p> <p>※ロケットのように、設計証明だけで足りるか?(実機審査は不要か?)</p> <p>※脱出機構など、人命保護に関する項目必要</p>	<p>不明</p> <p>※「宇宙損害」について→厳格責任、責任集中、損害賠償措置(TPLの付保)の義務付け</p> <p>規定を設けない場合 → 一般法(民法、商法)適用</p> <p>・過失責任(商法590条) ※運送人側が無過失を証明しないと免責されない</p> <p>・責任制限なし</p>	<p>「宇宙損害」?</p> <p>・厳格責任</p> <p>・責任集中</p> <p>・損害賠償措置(TPLの付保)の義務付け</p> <p>規定を設けない場合 → 一般不法行為責任(民法709条)</p>	<p>・打上げ国責任(宇宙条約7条)</p> <p>・他国の地上第三者に対する無過失責任(責任条約2条)</p> <p>・「宇宙損害」の被害者に対する賠償につき国家補償(中間取りまとめ)</p>